

漱石家系図の疑点

渡辺三男

一 三系図の比較

厳密な本文の校訂と注解で、高い評価を受けつついま刊行中の集英社版漱石全集の編集に没頭している荒正人氏から、——漱石の家系を遡源してみたいが——という意味のお手紙をさきじろいただ

いた。

そのとき私は、家系遡源は、あくまでそのお宅に伝わる系図その他の文書や伝承の厳密な検討が先決問題でしょう。旗本夏目氏十家のうちに「直」を通り字とする家があるが、その家系と関係がありはしませんか——など、ごく平凡な思いつきを申し上げておいた。

これからしばらくして、本誌に短いものを書く必要が起つたとき、ふとそのことを思い起こして、『寛政重修諸家譜』と、小宮豊隆の『夏目漱石』その他二三の漱石に関する評伝を読みなおしてみた。

(A)系図は、『寛政重修諸家譜』に、個別に載せてある清和源氏満

快流と称する旗本夏目氏本支十家の系図を、私が継なぎ合わせ、さらに満快に遡ってみたものであり、(一)(二)の番号は、(一)を宗家として、それから分かれていった支流九家、合わせて十家の系統を示したものである。(一)した人物は、家督を継がなかつた人物。

(B)系図は、漱石の評伝のうち、家系についてもつとも詳細な記述のある小宮さんの『夏目漱石』において、夏目漱石の家の系図、過去帳によつて、図示でなく文章で記述された冒頭の「家系」の章(新書版 p.1 ~ p.10)から、私が、漱石の家の家系を、系線で図示したいわゆる堅系図に復原してみたものである。

一〇一〇一〇一の個所は、漱石家の系図には、各世代当主の実名が記載されているのかもしれないが、小宮さんの著書では、「左近将監から十代目の夏目弥次右衛門信貞の時」「然るに信貞から五代目の、弥三郎信頼は」というふうに、中間の当主名が省かれているので、このように図示したものである。おそらく小宮さんの実見された漱石家系図においても、あの中間の八代および三代の実名の記

載は無かつたのではないかと思う。あとで触れるように、この間にも、あいまいさがあり、作為がありはしないかという感じがしている。

(C)系図は、夏目弥三郎信頼が仕えたと漱石家系図に伝える、平氏維将流と称する高力氏の『寛政重修諸家譜』に収める系図。

右の(A)(B)(C)三種の系図において、(1)(2)(3)……と注記した番号は、ほぼ戦国末から幕初にかけての間に生存したと考えられる人物を(1)として、順次世代を数えてみた数字である。もつとも旗本夏目家について、十家すべてについて世代数を注記することはわざらわしいので、吉信から、その四男信次が分家した第2信次流へ数え下ることで代表させた。

宗家を避けたのは、長男与十郎吉治、二男権九郎吉季が、家康に仕えた父次郎左衛門吉信が、元亀三年（一五七二）十二月、三方ヶ原の合戦の際、五十五歳で討死する前にすでに死亡し、三男吉次も元亀元年（一五七〇）十六歳のとき浜松城中において、口論の末同輩を殺して身を隠し、後に家康に見出されて仕えるまで、母方の苗字松下を名乗っていたので、四男吉忠が宗家の家督を継ぎ、伊豆国

のうちに一万石の地と葦山城を賜うべき恩命を受けたが、封地に赴く前に四十一歳で亡くなつた上、その子万千代が、六歳で夭折したため、その家が断絶したからである。ほかの八家も、世代数において、ほとんど差異がない。

(A)系図旗本信次流夏目家の始祖となつた信次は、『寛政重修諸家譜』のその譜によれば、長久手の合戦、大阪の両陣に従軍して軍功があり、西城裏御門番の頭に鉄砲玉薬奉行を兼ね、常陸国新治真壁両郡内に五百三十石を賜い、三代將軍徳川家光治下の寛永八年（一六三一）八月六日、七十七歳で亡くなり、浅草本願寺の長敬寺に葬つたとある。

この信次の父吉信（一五一八—一五七二）から、寛政十年（一七九八）より文化九年（一八一二）まで十四年を費して成った『寛政重修諸家譜』記載の下限（いわゆる寛政呈譜の最後の世代当主）信明まで数えて十代。吉信の生まれた年足利十二代將軍義稙治下の永正十五年（一五一八）から『寛政重修諸家譜』完成の文化九年（一八一二）まで、二百九十四年間。

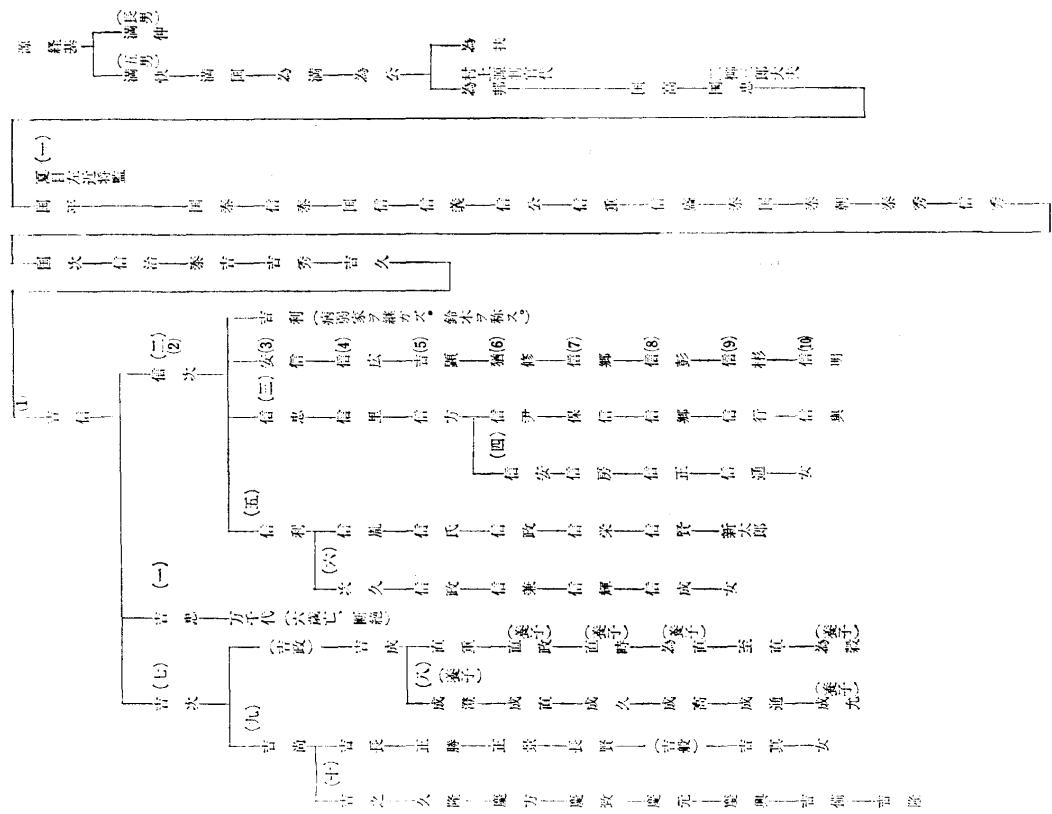
(C)系図高力氏の世代のうち、漱石家の祖弥三郎信頼の仕えたと伝

間隔が、異常に長いことが感取される。

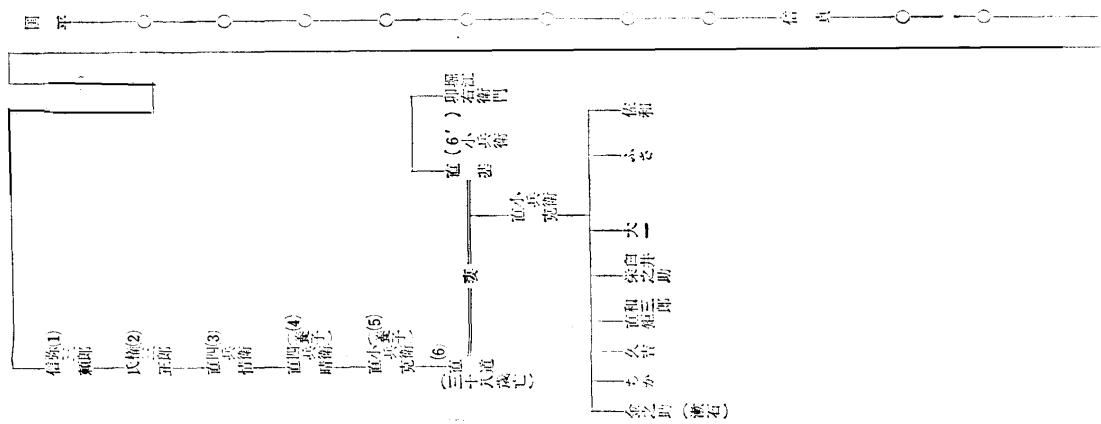
世代のうちに長寿の人が相ついで、世代の間隔が比較的長いということはもちろんあり得るが、相当長い時代にわたって世代を重ねるとき、短命の人も出て、平均されるのが常例である。そのことは、旗本夏目氏九家の系図を比較して見て、第十家だけが一代多いほかは、世代数に一代の増減もないことでも知られることである。漱石家の世代の間隔が、同じ時代を経験した他の十家に比べて、異常に長いということは、系図のどこかに、世代の飛躍欠落があるのではないかという気がしてならない。

二 (A)(C)両世代の相似

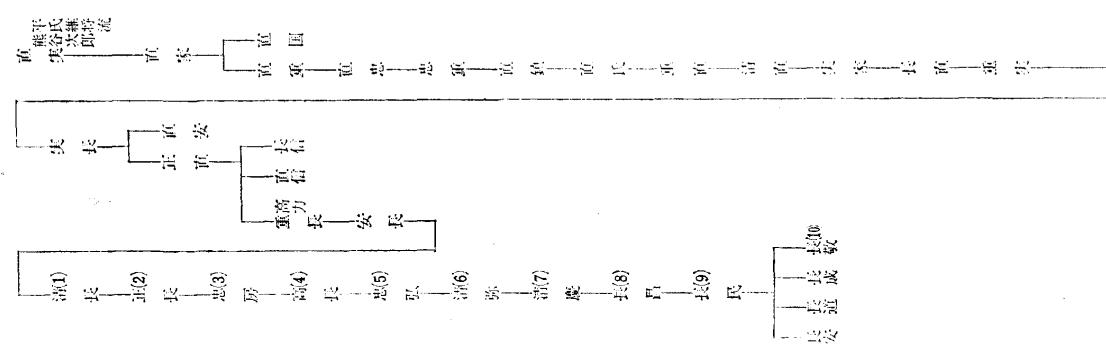
(A) 寛政重修諸家譜所収旗本夏目氏十家総合略系図

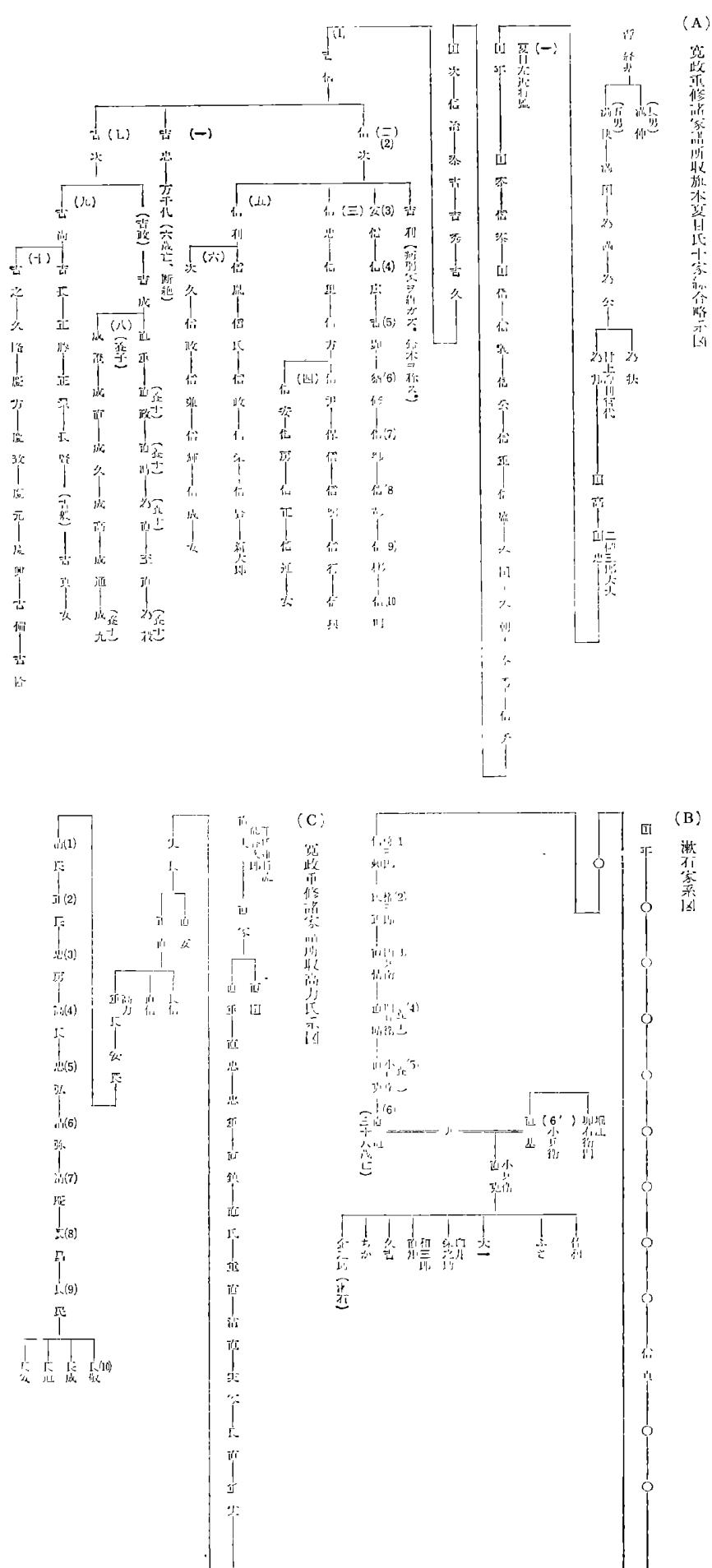


((B)) 漱石家系圖



((C)) 究政重修諸家譜所収高力氏系図





える岩槻城主高力河内守清長は、家康麾下の部将で、家康が三河一国を手中におさめたとき、いわゆる三河三奉行の一人として岡崎城にあって、直情派の本多作左衛門重次、峻烈・温情どつちつかず派の天野三郎兵衛康景とともに庶政を処理していたころ、▲仏高力、鬼作左、どちへんなしの天野三郎兵衛▽と、その温情をしたわれたと伝える人物。

家康の江戸城に入った天正十八年（一五九〇）八月、武藏国岩槻城主として二万石を賜い、二代將軍秀忠治下の慶長十二年（一六〇八）正月、七十九歳で亡くなつた。その子正長は、清長七十歳の慶長四年四十二歳で亡くなつていたので、その家は、祖父清長の亡くなつたとき二十五歳だった孫の忠房（明暦元（一六五五）亡、72）が継いだ。

(A)系図旗本夏目吉信（一五一八—一五七二）に比べて、清長（一五三〇—一六〇八）は十二の年少で、ほぼ同時代の人と見ていいだろう。この清長から、『寛政重修諸家譜』所載の下限高力長敬まで十代。清長の生まれた足利十三代將軍義晴治下の享禄三年（一五三〇）から、寛政重修諸家譜の完成まで、二百八十二年間。

要するに、(A)(C)両系図においては、九家が、ほぼ同期間に、十代を重ねている。

三 世代欠落の疑い

右の(A)(C)両系図に比して、(B)漱石家系図はどうなつてゐるか。小宮さんの『夏目漱石』に

「然るに信貞から五代目の弥三郎信頼は、天正十年（西暦一五八

二）武田勝頼が天目山で没落した為に、武藏国埼玉郡岩槻邑に隠れたが、程なく召し出されて岩槻の城主太田十郎氏房に仕へ、天正十八年（一五九〇）の小田原合戦の際には、岩槻城の留守を守つた。小田原が落城するに及んで、信頼は岩槻領の寺塚邑に隠れましたが、後再び召出されて、岩槻の新城主高力河内守清長に祿三百五十石で仕へ、子の権三郎氏正の時には、清長の子、土佐守正長の近習馬廻役に加へられ、二百石を増加されて、祿五百五十石を食むに至つた。然しその氏正は、後に病氣の為に致仕し、豊島郡に引き籠り、「野士」として邑事を掌つた。その子が夏目四兵衛直情で、豊島郡牛籠村に住み、將軍綱吉の時分、元祿十五年（一七〇二）四月、もと權八と言つたのを四兵衛と改めて、「名主役被仰付」た、最初の人だつたのださうである。」（同上 p.2）とある。これによれば、漱石家の祖夏目弥三郎信頼は、高力清長、夏目吉信らと同時代の人と見ることができ、小宮さんが、「この小兵衛直克の子直道が二十八歳で死んで、恐らくその妻に、新たに養子を迎えてゐる。是が（中略）小兵衛直基である」（同上、p.8）と見ている直基が名主役であつた時代に、『寛政重修諸家譜』が編修されたと見てよいだろう。そうすると、信頼から数えて六代目（直道早世して、直克の後は養子直基が家督を継いだと見る）となり、(A)(C)両氏の同期間の世代数十代に比べ、四代の大差があり、仮りに、漱石家に長命の人が相次いだとしても、その差は、あまりに大き過ぎはしないだろうか、という気がする。

私の推測では、四兵衛直情以降は着実に世代を記載したものであらうが、病弱のために五百五十石の土分を棄てて帰農したと伝える

氏正と、元祿十五年（一七〇二）、初めて「名主役被仰付」と伝え
る四兵衛直情との間に、飛躍欠落があるのでないかという気がし
ていて。

さらに、(A)(B)(C)三系図を、鎌倉初期に遡って、その世代を比較し
てみると、

(A)系図旗本夏目家の始祖左近将監国平（嘉祿元年（一二二五）亡、
享年五〇歳）は、頼朝の奥州藤原氏征伐に従軍して功があり、信濃
国伊那郡夏目村の地頭職に補せられた二柳三郎大夫国忠の次男とあ
る。この源平時代から鎌倉幕初の人国忠から、戦国末の人吉信まで
の世代数は、十九代であり、信明までは二十八代となり

(C)系図高力家の始祖熊谷次郎直実も、源平時代、鎌倉幕初の関東
武士として著名な人物で、右の国忠とほぼ同時代の人と見ていい。
この次郎直実から、戦国末から徳川幕初にかけての人河内守清長ま
での世代数は、十七代、長敬まで数えて二十六代となる。
ところが、同じく国平にはじまると伝える(B)漱石家系図において
は国忠から信頼までは、十六代となり、(B)高力氏との世代差は一代
であるが、(A)旗本夏目氏との世代の差は三代であり、さらに直基ま
で数え降るときは二十一代となり、ほぼ同じ期間における高力氏と
の世代の差は五代となり、(A)旗本夏目氏との差にいたっては、七代
の大差となる。

十二世紀末から、十八世紀末乃至十九世紀初頭にわたる相当長期
の家系において、三、四代の差はあり得るにしても、七代という大
きい差はいかがであろう。

それに、「十代目の夏目弥次右衛門信貞の時」「五代目の、弥三

郎信頼は」というふうに、系図自体に、中間の世代を飛ばして記
載されているとすれば、その「十代」「五代」という区切りのよさ
に、かえって、不確実さあるいは作為のかげを感じないでもない。

四 氏正帰農の時期

(B)世代に飛躍欠落の疑いのあることを別にして、漱石家系図のう
ち、病気致仕した氏正までを見て、旗本夏目家と同じく、夏目左近
将監国平末であることを仮りに認めるにすれば、十代弥次右衛門信
貞・十五代弥三郎信頼が、旗本夏目家同様実名に「信」を通り字と
していることである。

病気致仕した権三郎氏正が、通り字「信」を踏襲しなかつたのは
主君高力正長から偏諱（実名の一宇）「正」を与えられたのではない
か。それも、正長の父清長から与えられたと考えるより、正長その
人から与えられたと考えの方が自然である。正長（一五五八—一五
九九）は父に先立つて、慶長四年（一五九九）四月二十二日、四十二
歳で亡くなっているから、仮りに十五歳で元服し、その日以後実名
正長を名乗つたとすれば、それは三方ヶ原の合戦の年元龜三年（一
五七二）のことである。つまり、夏目氏正は、元龜三年（一五七
二）から慶長四年（一五九九）の間に、正長から氏正の実名を与え
られたということになる。しかも正長が元服したばかりの十五歳そ
こそこで与えたということはあり得まい。仮りに早めに見つもつて
正長二十歳、氏正十五歳の際として試算してみると、秀吉が信長か
ら中國征討を命ぜられた天正五年（一五七七）のこととなる。もし
そうだとすると、正長は、弱冠二十歳で鳥帽子親として、氏正の最

初の実名を付けて与えたこととなるが、家康麾下の歴戦の功臣であった四十八歳の父河内守清長をさしあいて、そうすることが不自然であるばかりでなく、当時はまだ、高力氏は岩槻城主ではなく、従つて、夏目家は、その家臣となつてはいなかつた。

正長の父高力清長が、岩槻城主二万石に封ぜられ、氏正の父信頼が清長に仕えたのは、天正十八年（一五九〇）八月、正長三十三歳以後のことである。

正長は、それより九年後の慶長四年（一五九九）亡くなつてゐるから「土佐守正長の近習馬廻役に加えられ、二百石加増されて、祿五百五十石を食むに至つた」（小宮氏「夏目漱石」p.2）氏正が、主君正長からその偏諱を与えたと考へてもいいのは、この九年間でしかない。氏正が正長に仕え、しかも偏諱を与えたのが元服以後のこととし、元服を仮りに氏正十五歳のときとすれば、右の九年間の上限は、正長三十四歳の氏正十五歳、下限は正長死没の年四十二歳の氏正二十三歳の間となる。

しかし私は、高力清長が岩槻城主となると同時に、信頼がその家臣となつたものと考へることはできても、それと同時に信頼の子

（氏正）が、元服し清長の子正長が烏帽子親となつて、その偏諱を与えたと、氣短かには考へたくない。小宮さんの「近習馬廻役に加へられ、二百石加増されて、祿五百五十石を食むに至つた」という記述が事実を伝えているとするならば、二百石加増の際は、すでに父の信頼は死亡したか隠居したかして、氏正が家督を継いでいたと見なくてはならないし、加増に価するなにらかの相当の功績がなくではならなかつた。五百余石は必ずしも少祿とはいえない。旗本夏目十家の中でも、早く断絶した宗家の一万石、吉次末の千六十石、信次末の五百三十余石を除いては、あとは四百石・三百石、三百俵・二百五十俵・二百俵・百五十俵・百俵であつた。そう考へると、右の九年間の氏正の年齢は、(a)十五歳と二十三歳と考へるよりも、いま少し年をとつていたと考へる方が自然ではないか。この間に、すでに家督を継いでいたとも考へあわせるとき、(b)二十五歳と三十八歳、あるいは(c)三十五歳と四十八歳と考へてもおかしくないという気がする。氏正の父信頼は、高力清長に仕える前、「天正十年（西暦一五八二）武田勝頼が天目山で没落した為に、武藏国埼玉郡岩槻邑に隠れたが、程なく召し出されて岩槻の城主太田十郎氏房に仕へ、天正十八年（一五九〇）の小田原合戦の際には、岩槻城の留守を守つた。」（同上p.2）といい、「小田原が落城するに及んで、信頼は岩槻領の寺塚邑に隠れたが、後再び召出されて、岩槻の新城主高力河内守清長に祿三百五十石で仕へ」（同上）たというが、その経歴から見て、清長に仕えたときそれほど年少の人物とは見えず、従つて、その子氏正も、(b)二十五歳ぐらいになつていたと見るのがおだやかではないか。

そして、当時の武将がよくしたように、偏諱「正」も、二百加増の際に、賞賜したのではないか、とも考へられる。

次に氏正の病氣致仕は、いつごろだつただらうか。推論ついでに想像をたくましくしてみれば、高力氏転封の際ではなかつただらうか、高力氏は、清長の孫摂津守忠房（初名忠長、父正長死亡の年の六月、数え年十六歳のとき、後の二代目將軍秀忠の前で元服、偏諱と青江吉次の刀を与えられた。『藩翰譜』）のとき、元和五年

ではなかつた。五百余石は必ずしも少祿とはいえない。旗本夏

(一六一九) 一旦浜松城主三万五千石に転封、ついで五千石増加、さらに寛永十五年(一六三八)島原の乱平定後、事後の処理の任に堪える譜代有能の人物として、島原城主四万石に転封を命ぜられた。ちなみに、その嗣子左近大夫隆長が、失政を責められ封地を没収され、奥州に流されてその家は断絶した。

仮りに、氏正の正長に仕えた期間の年齢を、右の(b)二十五歳と三十八歳と比定すれば、高力氏の浜松転封の際には、氏正は、五十八歳

島原転封の際には、七十七歳となる。一旦浜松転封に従いながら、

島原転封には従わざ致仕して武藏へ帰つて帰農したと考えるのも不自然な感じがする上、すでに七十七歳という老齢ならば、後に名主を仰せ付けられたと伝えるほどの四兵衛直情に家督を譲つて隠居し老病を養つてもおかしくはない。五百余石という家祿と武士を棄てるまでのことはないのではないか。病弱となつていたこともあつたかもしれないが、もともと高力家の譜代の家臣ではなく、父とともに、二度も武田・太田両主家の滅亡に遭つた果ての新付の家臣であつたし、少壯時代仕えて殊遇を受けた正長も早く亡くなり、旧老主清長も亡くなり、元和偃武以後の新しい時代と新主によつて藩内の空氣も変わり、いわゆる居心地も従前ほどではなくなつたかして、浜松転封を機会に、父祖の地関東、住みなれた武藏に留まつて帰農したというようなことではなかつたのか。

『藩翰譜』によると、慶長五年の関ヶ原の役のとき、正長は、すでに前年四十二歳で亡くなつていたが、父の清長は家康に従つて東海道を西上し、十七歳の遺子忠房は、秀忠に従つて東山道を西上した。慶長十九年(一六一四)大久保相模守忠隣が流刑に処せられた

際は、小田原城受取りの使者となつた。同年冬、大阪冬の陣が起つた際は、「將軍家の先陣をうつて馳せ上り、明ければ元和元年五月七日の戦に、首甘七切り獻る。忠房、仰せを承りて大和国に趣きて、大坂の残党を捜り索む」とあるから、氏正の病弱致仕は、あるいは、浜松転封に先立つて、関ヶ原合戦、大坂の両陣に当たつて病弱軍務に耐えず、致仕帰農したものかも知れない。

五百十歳の時の子

以上の諸点から見て、氏正は、その主高力土佐守正長(一五五八—一五九九)より、数歳年少という程度の人物と見ていいのではないかと思う。つまり前掲(b)「二十五歳と三十八歳」という比定は、甚しくはずれていないのでないかという気がする。

右の推定が、ほぼ当たつているとすると、氏正の子夏目四兵衛直情が、「豊島郡牛籠村に住み、將軍綱吉の時分、元祿十五年(一七〇二)四月、もと權八といったのを四兵衛と改めて、「名主役被仰付」された、最初の人だつたさうである。」(小宮氏『夏目漱石』p.2)ということと、どう結びつくか。

右の推定に従つて、仮りに慶長六年(一六〇一)氏正四十歳と比定すれば、直情名主初任の元祿十五年(一七〇二)は、まさに百年の後となる。仮りに、直情が、三十歳の時名主を仰せ付けられたとすれば、父氏正の百十歳の時に生まれたことになり、六十歳の時に仰せ付けられたとしても、父の八十歳の時の子となる。やはり、氏正と直情との間に、世代の飛躍欠落があると断ぜざるを得ない。その間、一、二代、乃至二、三代を〇—〇—で結ぶことをせず、氏正、

直情を直結しているところろに、漱石家系図への疑念がのこる。

六 通り字の断層

中間八代、三代と実名不明の世代はあるが、清和源氏満快流左近将監国平末であり、十代に信貞、十五代に信頼と名乗る祖先がいたことはまちがいないという伝承あるいは系図が、漱石家にあつたのであるう。

そうしておそらく、信貞・信頼の名を見て、「信」が、この家の通り字の一つとして伝襲されていることを、私が感取したと同じよう、夏目家においても自覚もされ、伝承されていたのにちがいない。氏正が、通り字「信」を用いなかつたのは、上述のように、主君正長の偏諱を与えたものとして説明がつく。そうだとすると同じく国平末と称する旗本夏目家が、その系図が示すように「信」を通り字の一つとして伝襲しているというその相似点から見れば、少なくとも、漱石家も、氏正までは、国平末と称している点も認めやすい条件を備えているといえる。

それが、氏正の子直情以降漱石の兄に至るまで、なぜ「直」を通り字とするようになったのか。先に指摘したように、氏正と直情との間に、世代の飛躍欠落があるのでないかという疑点が残る上に通り字の上でもこのようないきな断層がある。夏目家では、そこに異和を感じることはなかつたのだろうか。

江藤淳氏の『漱石とその時代』によると、「身分は町人でありながら苗字帶刀を許され、奉行所にはいるときだけ丸腰になればよかつた。その威勢は相当のもので……』(p.9)とあるが

夏目家において、初めて名主を仰せ付けられた四兵衛直情の早々の時から、すでに苗字帶刀を許されていたものだらうか。帰農久しく少なくとも、四兵衛（直情）の時には、その家に、漠とした夏目国平流、信頼・氏正の末という伝承があつた程度で、まだ苗字帶刀は許されてはいはず、従つて名まえも、通称四兵衛のほかに、実名直情を名乗る準士分的風習はまだなかつたのではないか。一般の町人並みに、通称四兵衛だけを名乗つていたのではなかつただらうか。

小宮さんの『夏目漱石』にも

「系図によると、夏目四兵衛直情の子が、夏目四兵衛直晴である。是が吉宗の時分、享保十年（一七二五）十二月に父の家督を襲いで「名主役被仰付」れてゐる。然るに享保十四年、享保十七年、享保十九年、三種の万世町鑑を見ても、四兵衛といふ名前は、どこにも出て来ない。それが享保二十年（一七三五）六月の『万世町鑑』に至つて、「寺社御支配町方門前地角付の部の馬場下横町」の下に「名主四兵衛」といふ名前が、初めて出て來るのである。七年後の寛保二年（一七四二）七月の『万世町鑑』に於いても同様である。その四兵衛が、恐らく四兵衛直晴のことなのだろうと思ふ。』(p.6)

通り字の伝襲が、各家系において、絶対的に、厳正に守られたといふわけでもないが、世代の飛躍欠落など、他に疑わしい問題点があるために、通り字の上での断層も、系図に対する疑いを深める因

子の一つとなりかねない。

七 系図作成はいつ、誰か

世代に飛躍欠落の疑いが感ぜられることから、漱石家の系図が、

一世代一世代ごとに、順次着実に書き継がれたものではなく、ある一時期に、不確かな伝承をもとに、一挙に作成されたものではないかという疑いももたれる。その疑いがあるとすれば、その系図をはじめて作成した世代は誰であったかということが問題となるとともに、その人が、父祖に遡つて「直」を通り字とする実名を作為したため、通り字に断層が生じたのではないか、という疑いも生じてくる。その上、さらに想像をたくましくすれば、その人が、「直」を通り字とするに当たっては、国平末という家の伝承と、同じく国平

末という旗本夏目氏十家のうち、宗家の断絶したあと最高祿千六

十石の第七家が、「直」を通り字として、夏目家中もつとも格式高く目立つていたことが、影響を与えたただろうか。徳川家康も松平氏を捨てて、清和源氏新田流と家系を紛飾するとともに、遠祖

八幡太郎義家を追尊して、偏諱「家」をとつて前名「元康」を「家康」と改め、子々孫々への通り字として、実名の上で、家系清和源氏であることの裏づけとしようとした。

もともと家系尊重の風の厚いのは、わが国の民族性であつたが、徳川氏は、累代征夷大将軍を出したおのが家系を誇示する意図もあってか、寛永・寛政両系譜編成の大事業を起こすなど、家系尊重の機運を、いやが上にあはつた。その風は、全土の諸侯、その家臣から町人に及び、競つておのが家の系図を調成することが盛んに行な

われ、街には、求めに応じて系図を作成してくれる偽系図作りも現われるに至つた。そうした背景をも考え合わせて、殊更に小意地わるく漱石家の系図を眺めていると、右のよう、世代の飛躍欠落その他他の疑点がのこる。

ただし私の挙げた疑点は、いま私が坐つたままで見得る、漱石家の系図に関する公刊されたものの記述だけを資料とし、しかも仮説の上に仮説を積み重ねての推論で、確たる決め手に欠げる。小宮さんが実見された漱石家の系図、あるいは過去帳等の現物を、つぶさに検討することによって、あるいは解明し得るものかも知れない。

それもなかなか容易な作業ではないとは思うが、紙質や書き継ぎの外形的態様や記載の内容などによつて、眞実へ、いくらか肉薄する可能性はあるかもしれない。

荒さんはじめ、系図や過去帳や、漱石家に伝えられる古文書を見される便宜のある方々によつて、私の投げかけた右の疑点を解明していただければ幸いである。（四六・一二・一五）

（文学部教授）